

# WTO体制と「日韓自由貿易協定」

川 本 忠 雄

## 目次

- はじめに
- 1. 5年後のWTO体制の現実
- 2. NIEO原則の復活に向けて  
(WTO規則の改革, 例外規定の容認)
- 3. 地域連携の推進(WTOとの併存)
- 4. 「日韓自由貿易協定」構想
- 5. 地域自由貿易協定・「地域経済圏」の持つ意義

## はじめに

本稿ではまず現行の世界貿易体制であるWTO体制を批判的に考察する。特に幼弱な経済しか持たない開発途上国が、自由・多角・無差別原則の厳格な適用を行うWTO体制下で、如何に厳しい状況に置かれているかを論述したい。WTO体制を批判する場合、その方向は二つある。すなわち内在的な批判(WTO規定の改革, 例外規定の容認)と外部からのそれ(WTOと併存するその抑止力の創設/地域連携・協定の推進)である。前者に対しては、WTO規則の中にNIEO(74年新国際経済秩序宣言)の精神をその一端でも反映させることの重要性を論じ、後者に対しては「日韓自由貿易構想」を検討することによって、地域連携・協定の推進を通じた新しい重層的な国際貿易秩序構築の意義を論述した。新秩序の原則は、世界的規模での平等・公正・福祉である。

NIEO宣言から四半世紀、99年12月、シアトル(WTO第3回閣僚会議開催地)でようやく顕在化した批判が開始された。歴史は新しい形態を纏って再び繰り返すのであろうか。

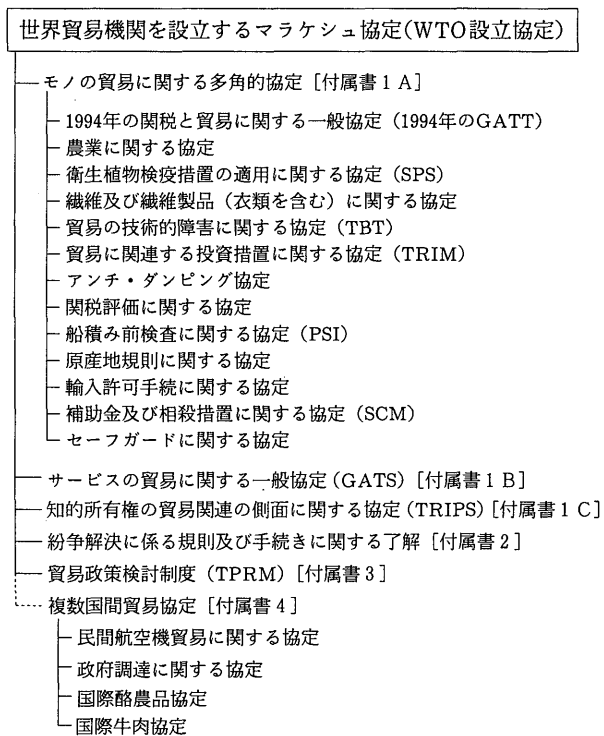
## 1. 5年後のWTO体制の現実

WTO(世界貿易機関)は、ウルグアイ・ラウンド交渉(86-94年)の結果、GATTを飛躍的に強化する目的(GATT原則の徹底化と組織・運用の強化)で95年1月1日に発足した。

GATT(貿易と関税の一般協定)は、戦後、国際貿易機関(ITO)が創設されるまでの過渡期間

の貿易協定として、1947年、署名されたものである。しかしITOが設立されず、GATTは自由・多角・無差別の3原則と関税主義および互惠・相互主義の2つの柱を基軸に94年まで機能していく。従って世界貿易の発展とともに協定を現実とその都度、摺り合わす必要が生じる。GATTは発足後、8回、ラウンド(多角的貿易交渉)を行っている。その中で、大規模なラウンドが、ケネディラウンド(64-67年)、東京ラウンド(73-79年)およびウルグアイ・ラウンドである。また協定そのものは、原則と同時に様々な例外規定も包含していて柔軟な仕組みを形成していた<sup>1)</sup>。例えば、自由化原則(貿易数量制限の禁止)の明文化と同時にセーフガード措置(ガット19条/緊急輸入制限条項)の容認、あるいは無差別原則(最恵国待遇)の導入と同時に、一定の条件下で義務免除措置、特惠関税、関税同盟等が容認されている。このGATTの柔軟な(原則に対しては妥協的な)歴史の総括の上で、WTOが

図1 WTO協定の構成



「出所」『ジェットロセンサー』1995年6月号, 13頁

発足する。WTOの特徴をみてみよう<sup>2)</sup>。

第一に、一括性、包括性という特徴である。WTO協定は、「WTOを設立するマラケシュ協定」およびその付属書よりなる（全体像は図1）。GATTは物品の貿易（農産品は除く）だけを対象としていたが、WTOは、農業に関する協定やサービス貿易に関する一般協定（GATS）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、あるいは貿易に関する投資措置に関する協定（TRIM）など、対象分野を広く包括的に取り扱っている。また加盟国はWTO設立協定および付属文書（1-3）をまとめて一括して承認・受諾するよう義務付けられている。近年、新規の加盟希望国は、厳格にこの包括性と一括性が求められ、加盟のハードルはますます高くなる傾向にある。

第二に、WTO規定の確定適用と加盟国国内法に対する優位性という特徴である。GATTの下では、47年のGATT規定は暫定的に適用され、締約国はGATT加盟時の既存国内法に抵触しない範囲内で、GATT義務を遵守すれば良かったが、WTOの下では各規定は確定的に適用され、各規定の既存国内法に対する優位性が確定された（WTO設立協定第16条）。

第三に紛争解決手続きの迅速化、強力化がある（付属書2）。例えばGATTの下では、パネルの紛争審査報告書の採択は締約国の全会一致が原則であったが（GATT23条）、WTOの下では「ネガティブ・コンセンサス方式」が導入された。すなわちパネル報告は締約国の全員一致の反対がない限り決定される。また「クロス・リタリエーション」も定められた。これは紛争の勝訴国が敗訴国に対抗措置をとる場合、その措置は一定の条件が存在すれば、当該分野とは異なる分野でも実行できるというものである。

さてWTO体制が発足して5年、この間、アジア経済危機（97年）もあり、世界経済に対する市場中心主義（Market fundamentalism<sup>3)</sup>）の考え方が、全ての部面で浸透しつつある。WTOも、多くの既存の国際・国内通商機関とは、非対称的に超越的に強権的にその力能を行使している。ある時代における一つの原理・原則の徹底化は、その時代に支配的ではないアクターにとって、極めて不利に作用する場合がある。広範な分野に対して、自由・多角・無差別というGATT原則の例外なき徹底化は、競争・効率化という価値規範を社会の末端まで浸透さ

せていく。

99年12月、シアトルで四半世紀ぶりに本質的な批判（抗議行動）が開始される<sup>4)</sup>。シアトル（WTO第3回閣僚会議）では次期、新ラウンドの対象分野と交渉方式を決定する予定であったが、批判勢力（各NGO等）の多様な批判により何の合意も得られず閉会した。またこの5年間、WTOの実質的討議、原案作成はグリーン・ルーム（少数国のみの方公式会議）で行われ、その非民主的運営にも多大の批判が存在した<sup>5)</sup>。

シアトルでのWTO批判の内容については、貿易が環境に与える悪影響、先進国労組による途上国への反ダンピング要求、途上国のWTO規則の適用猶予要求などが主要なものである。

いずれも途上国がらみの批判であるが、多くの途上国の要求（批判）の中心をなすものは、自国に対するWTO規則の適用猶予期間の延長である。WTOの非関税障壁に関する規定の中でその一部分において、途上国の発展段階に応じて適用猶予期間が認められているが、その延長要求である。例えばTRIM協定（投資措置に関する協定）が禁止している投資受け入れ国の各措置（ローカル・コンテンツ要求、輸入制限、為替規制、輸出入バランス要求など）の撤廃期限の延長要求である。あるいは保護制度未整備で技術力不足の大部分の途上国は、TRIPS協定（知的所有権に関する協定）の一律の適用は、先進国が有利となるとの認識から、適用猶予期間の延長と先進国による技術協力を要求している<sup>6)</sup>。

さてWTO体制を批判する場合、その方向は大別すれば二つである。すなわち、内在的な批判（WTO規定の改革、例外規定の容認）と外部からのそれ（WTOと併存するその抑止力の創設、地域連携・協定の推進）である。

（注）

- 1) 鳴瀬（1989）は、この様なGATTを「背骨なきGATT」と称している。「GATTは…原則の破壊要因に対して、防御手段をもって立ち向かうのではなく破壊要因をさっさと自分の外へ放り出し続けてきた」97頁
- 2) 『国際経済条約・法令集（1997）』、『ジェトロセンサー』95年6月号参照
- 3) G. Soros（1998）、邦訳197-200頁
- 4) WTO批判に関しては多くの文献が出ているが（特にシアトル会議以後）、吾郷（2000）はWTO批判に関する様々な争点を整理してあり、問題の本質の理

解を深めるのに絶好の文献である。

- 5) 『ジェットロセンサー』2000年8月号, 30-31頁
- 6) 同上書32-40頁, 『通商白書2000』第2章第2節

## 2. NIEO 原則の復活に向けて (WTO 規定の改革, 例外規定の容認)

戦後世界経済秩序は、IMF・GATT を中心にした自由・競争・効率化の原理で動いてきた。政治的独立後、遅れて工業化を開始した開発途上国は、自らの主張・要求を国連、特に UNCTAD (64年設立、国連貿易開発会議) の場で展開していく<sup>1)</sup>。途上国は、第一回 UNCTAD 総会終了後、77ヶ国グループ (G77) を結成し、これを主体として運動の高揚を図っていった。

60年代 UNCTAD の基本的主張は、64年「プレビッシュ報告」<sup>2)</sup> の中に反映されている。この報告はその基本認識で、戦後世界貿易秩序の枠組みを措定した GATT 的秩序を旧秩序と位置付ける。GATT は締約諸国の経済的同質性という観念に基づいているため、先進国とは異質の経済構造を有する途上国の経済発展のための新世界経済秩序形成には役立たないという認識である。その認識の上で途上国経済発展のための具体的分析を行い、そしてそれに続く行動計画 (政策論) を提案する。

行動計画を集約すると以下の3項目となる。

- ①「一次産品輸出」項目 (先進国側の関税引下げ又は撤廃、輸入目標の設定、価格安定のための商品協定等)、
- ②「途上国工業化と製造品輸出」項目 (先進国側の関税引下げ又は撤廃、途上国への一般特惠制の採用等)、
- ③「国際的資金供与」項目 (援助の増大/先進国国民所得の1%目標、タイドローンの緩和等)。

しかし第一回 UNCTAD で採決された勧告は、各項目とも「努力目標」という文言に窺われる如く抽象的性格にとどまり、現実局面においても先進国の消極的対応に結果し実効があがらなかった<sup>3)</sup>。

60年代、新旧プレビッシュ報告、70年代前半にかけて台頭していく資源ナショナリズム運動を現実的背景として、「新国際経済秩序樹立に関する宣言および行動計画」(通称 NIEO, 74年5月第6回国連特別総会で採択)、その具体化としての「諸国家の経済権利義務憲章」(72年第3回 UNCTAD で提案、74年12月第29回国連総会で採択)が登場してくる。この NIEO は南北問題史上、画期的な宣

言をなす。

「NIEO」宣言本文は表明する。「現存する国際経済秩序の下では公平かつバランスのとれた国際社会の発展を実現することが不可能であることが証明された。先進国と開発途上国の格差は、大部分の途上国がまだ独立国としては存在していなかった時に形成され、不公平を固定化する機構の中において更に拡大していくであろう。現存の国際経済秩序は、国際的な政治経済関係の中におこりつつある諸発展との間に直接的な矛盾を生じている」<sup>4)</sup>。

「NIEO」の行動計画は10項目からなる。①一次産品問題 (緩衝在庫・共通基金設立要求) ②国際通貨制度と開発融資 (資金援助) ③工業化と工業品輸出問題 ④技術移転の促進 ⑤多国籍企業の活動規制 ⑥(NIEO の具体化としての) 諸国家間経済権利義務憲章の早期採択 ⑦開発途上国間の協力促進 (集団的自力依存) ⑧天然資源の恒久主権 ⑨国連制度機能強化 ⑩特別計画 (非産油最貧国への特別措置) がそれである。各項目の見出しを見るだけでも、GATT 体制 (旧秩序) に対決した NIEO (新秩序) の歴史的意義がみてとれる。

途上国は、かつて植民地であったということ (経済構造の奇型化、資本蓄積の欠乏) と、高い生産力水準を有する先進資本主義国の世界体制の中で経済的自立を目指さねばならないという歴史的被拘束性ゆえに、特殊歴史的な矛盾ある開発政策 (外部依存的な資本の本源的蓄積政策) を採用せざるを得なかった。その経済政策の内容は、先進国主導の自由貿易世界秩序に対決するものとしての保護主義的政策となる (先進国に対しての一次産品・工業品輸出の特恵要求、自国製造業の為の高率保護関税設定・助成金支出等)。また途上国による輸出価格安定を目的とした一次産品の「緩衝在庫」設立要求 (その為の「共通基金」設立要求) にみられる様に、市場メカニズムの一部制御にその特徴がある。

そして不十分ながらも、71年一般特惠制 (GSP) の成立、76年第4回 UNCTAD 総会 (ナイロビ) で価格安定の為の「一次産品計画」の合意成立、79年第2次オイルショックと運動を進めてきた。しかし途上諸国の攻勢はここまでであった。

79年第5回 UNCTAD 総会 (マニラ) における、NIEO に沿った世界経済の構造変革は困難であるとの認識から (先進国が強く主張)、81年、カンクン (メキシコ) で南北サミットが開催される<sup>5)</sup>。この会議では、世界経済の再活性化を目的として、貿

易・工業化・国際金融・一次産品・石油エネルギー等の分野について国連で包括的交渉をすることで合意がみられるが、その後、「一次産品共通基金」の計画を大幅に縮小しての設立（89年）以外、ほとんど進展をみていない。その原因として先進国側（特にレーガン政権）の強硬姿勢もさることながら、南の総体としての経済的パワーの後退およびG77内部の分裂による交渉力の著しい低下があげられる。70年代後半の産油国と非産油途上国間、80年代のNIESと最貧途上国間での南南問題の発生による利害対立、結集力の低下である。89年第9回非同盟諸国会議（ベオグラード）において、途上国側は債務問題解決などを目的として南北サミットを提案するが、先進国側は完全に無視していく<sup>6)</sup>。92年第8回UNCTAD総会（カルタヘナ/コロンビア）は、「UNCTAD史上の分水嶺ともいふべき総会」<sup>7)</sup>であった。先進国側はUNCTADでの討議内容を、一切、GATT（ウルグアイ・ラウンド）での交渉に反映させない姿勢をとっていき。先進国にとっては「南北問題」自体の消滅である<sup>8)</sup>。20世紀末にいたっての「シアトルの反乱」は、NIEOから実に四半世紀、経過していたのである。

さて前節で述べたような、ここまでも進行したWTO規則の市場中心化に、内部より歯止めをかけるものは、NIEOの基本的考え方（あるいは「諸国家の経済権利義務憲章」）をWTOの規則の中に少しでも反映させることであろう。またNIEO原則に基づいた規則の柔軟化、例外化を部分的にでも容認していくことであろう<sup>9)</sup>。

途上国の輸出を大きく阻害しているアンチ・ダンピング税や対抗関税等の先進国側の非関税措置適用事例の拡大<sup>10)</sup>も、今後の世界貿易の発展を著しく阻害する。90年代の世界貿易の拡大は、80年代の停滞（途上国の「失われた10年」）を脱し、途上世界がその成長の多くを担ってきた。貿易量の年平均成長率において、輸出は、先進国80年代5.3%、90年代6.0%/途上国80年代3.4%、90年代8.3%であり、輸入は、先進国80年代5.7%、90年代6.0%/途上国80年代2.5%、90年代7.7%となっていて、途上世界の寄与度は大きい（IMF, *World Economic Outlook*, Oct. 1999）。成長のフロンティアが少なくなっていく21世紀はますますその傾向は強まる。途上国の工業化を通じた世界貿易の発展に向けての規則改革が望まれる。

途上国へのWTO規則（ローカル・コンテンツ、

知的所有権問題など）の一部適用猶予の期間延長問題も、途上国工業の発展にとって極めて重要である。歴史的にはほとんどの先進国はかつて後発国であり、自らの経済離陸期には、国家体制を挙げて自国幼稚産業の保護政策を遂行した（高率の育成関税、輸出補助金、関連インフラの整備、技術導入とその普及政策など）。厳格な包括性・一括性の適用、自由・競争原理の貫徹は、幼弱な途上国産業の育成を阻害する傾向を有する。広く厚みのある途上国経済および市場の発展こそが、長期的には世界市場の拡大に寄与することを忘れてはならない。

（注）

- 1) 『南北問題関係資料集（1977）』参照。  
確かにUNCTADの主張の多くは途上国の民族ブルジョアジーの立場に立脚するが、この時期のUNCTADは第三世界総体の要求を反映していた。川本（1978）参照
- 2) R. Prebisch（1964）（1968）、邦訳（1964）（1968）参照
- 3) 川本（1978）60頁
- 4) 『南北問題関係資料集』26-27頁
- 5) ブラント委員会報告にもとづいて開催された。正式名称は「協力と開発に関する国際会議」（先進国8、開発途上国14参加）。カンクン会議に関しては、本山（1991）150-153頁参照。
- 6) 90年6月、開発途上国15ヶ国が参加し、クアラルンプールで南側サミットが開催されたが（南南貿易の促進、債務問題交渉での共同歩調などを討議）、ほとんど無視されている。川本（1992）265、281頁。
- 7) 吾郷（2000）11頁
- 8) 川本（1992）263-265頁、木下（1992）362-364頁。また95年、リクーペロ（ブラジル）が事務局長に就任以来、UNCTADは更に現実妥協的な姿勢（WTOと協調した実効のあがる途上国参加方式）を強めている。
- 9) Rodrik（1997）にも「途上国の不利な立場を認識した免責条項」という主張がある。
- 10) アンチダンピング（AD）発動件数は、93年-99年6月末の間に1.5倍以上増加している。最近の特徴として途上国工業化の進展を反映して、途上国による発動件数割合が増加している（93年末10.3%が、99年6月末40.9%）。途上世界が一体となって、先進世界へ経済要求を突きつけた四半世紀前の状況とは相違しているといえよう。『通商白書2000』70-73頁

### 3. 地域連携の推進（WTOとの併存）

現在、世界で進行している自由化には大別して二つの方向がある。その一つは、世界全体を対象にした多角的（マルチラテラル）・包括的な自由化であ

表1 地域統合の類型

類 型	内 容	事 例			
		EU	NAFTA	メルコスール (南米共同市場)	AFTA (ASEAN自由貿易地域)
		欧州15か国	米国, カナダ, メキシコ	ブラジル, アルゼンティン, パラグアイ, ウルグワイ	ASEAN加盟10カ国
自由貿易地域	域内関税撤廃		○		○(0~5%)
関 税 同 盟	域内関税撤廃+ 対外共通関税設定	○		○	
深化した統合	投資・サービスの 自由化等	○	○	○	
	労働市場の統合	○		○	
	各種規制・経済政策の 共通化	○		○	
	通貨統合	○			

(備考)「事例」とは、各地域統合が目標としている事項を列挙したものであり、現時点で完全に実現していることを意味しない。

【出所】『通商白書2000』, 104頁

る(WTO体制の方向)。他の方向は、地域を限定した連携で協定を締結していく方向である。後者の中も、二つに分かれる。その一つはリージョナリズムで地域協力・地域統合していくものである。EU(欧州連合), NAFTA(北米自由貿易協定), メルコスール(南米共同市場), ASEAN(東南アジア諸国連合)などがそれである。他の一つは二国間(バイラテラル)での自由貿易協定である(その事例は多い)。地域連携・協定・統合にはその結合のレベルと範囲により、表1に見るように多くの類型が存在する<sup>1)</sup>。

APEC(アジア太平洋経済協力閣僚会議), ASEM(アジア欧州会議)は、地域協定に分類されるが、厳格に制度化されない緩い連携である。APECは、他の地域連携とは異なり「開かれた地域主義」をその建前におき、域外国に対して貿易・投資自由化の成果を与え加盟国の主体性を認めている<sup>2)</sup>。

日本のこれまでの基本的な通商政策は、WTOを基軸にした多角的貿易体制の推進におかれ、韓国とともにWTO加盟国の中では、APECへの参加を除き、地域連携・協定を締結していない例外的な国であった。しかし今後は世界的規模での平等・福祉的な多角的新貿易体制の推進(現存のWTOの改革)と同時に、それと併存して、地域的な連携・協定の枠組みを創設していく必要がある。その性格はWTO規則の厳格な適用を推進するための単なる補完となるもの<sup>3)</sup>ではなく、世界貿易・通商の中に、実質的な平等・公正・福祉原則を入れ込んでいく推進・触媒材となる必要がある(企業や国家からの視

点だけでなく、市民的視座も必要)。WTOの補完ではなくそれとの併存であり、WTOを含んでの重層的な世界貿易体制である。これはまたWTO体制の中での弱者(最貧途上国など)に対するセーフティ・ネットの性格をも付与するものでなければならぬ。

R. ギルピンは四半世紀前に当時の世界を三つのモデルで描いた<sup>4)</sup>。すなわち、多国籍企業を中心にしたモデル(「追いつめられる国家主権」モデル/The “Sovereignty at Bay”

Model), 南北問題モデル(北と南の対決モデル/The Dependencia Model), 重商主義モデル(国家对国家の激突モデル/The Mercantilist Model)がそれである。現代の局面は南総体の結集力の弱化と南内部の分裂により、南北問題モデルは有効性をもたないだろう。現局面の性格は、WTO体制は多国籍企業中心モデルに近く、それに反発する国がブロックズの圧力(重商主義モデル)を強めているという危機的構図としても描き得る。

ポスト冷戦の世界は、普遍的価値を尊重する脱近代に達した先進地域と、近代的特質を残し国家統合をより重視する非先進地域<sup>5)</sup>に、分かれている。97年アジア危機を契機に、更に加速した先進地域を基軸にしたグローバリゼーションの流れは、市場中心主義を唯一の普遍的価値として非先進社会全体を侵している。非先進地域では時間をかけて、国民国家、自立的で有機的な国民経済を形成(戦後途上世界の19世紀的なモダニズム的価値基準)する暇もなく、植民地独立後の政治的枠組みから各ネーション、エスニシティへと分裂、細分化するベクトルも作用し、主権国家を分裂・解体・再編する動きが日常化している。ポストモダニズム世界の中で危機的構図に堕さないためには、国民国家だけでなく、何らかの枠組み・セーフティ・ネット(地域統合, 安全保障)の存在が求められよう<sup>6)</sup>。

しかしどのような経済システムも、その他すべてのシステムの完全なモデルとはなり得ない。一つの原理の均質な適用ではなく、多様な重層的なシステムの並存, 共存を考えるべきであろう<sup>7)</sup>。WTOと地域連携・統合の併存もその一つである。

(注)

- 1) 統合・連携のレベルも関税引下げによる貿易自由化のみの「浅い統合 (Shallow Integration)」から、国内諸制度の相互調整・融合や紛争処理までも包含した「より深い統合 (Deeper Integration)」までである。R. Z. Lawrence (1996), pp. 7-8, 10-20, 111-112, 122-123
- 2) APEC では、参加国の自主性を重視し、域外に対して貿易・投資の自由化の成果を広く及ぼすようにしている。この点が他の地域統合とは相違する。Open Regionalism という用語が形容詞的に使用されることが多いが、内容としては上記である。R. Garnaut (1996), および青木健, 馬田啓一(1999) 22 頁。
- 3) 2000 年度, 通商白書の認識は, 2 国間や地域的連携の拡大を, 多角的貿易体制の補完として位置付けている。『通商白書 2000』58 頁。
- 4) R. Gilpin (1975), pp. 215-237
- 5) 田中明彦 (1999) 「国家主権と国際正義」『アステイオン』52 号参照。田中は, これに近代国家が事実上崩壊してしまった地域を加え, 3 層構造で世界区分している。
- 6) 地域統合には 2 つの側面がある。一方には市場自由化メカニズムとしての統合, 他方は域内 (経済) 紛争処理メカニズムとしての統合である。特に後者の側面はポスト冷戦下の世界システムのサブシステムとして重要である。『ジェトロセンサー』98 年 2 月, 併せて参照
- 7) J. Gray (邦訳), 273-291 頁

#### 4. 「日韓自由貿易協定」構想

98 年 11 月の日韓合意により開始された日韓の自由貿易協定に関する共同研究の報告書が, 2000 年 5 月に公開された。JETRO アジア経済研究所 (日本側), 対外経済政策研究院 (韓国) が担当した『21 世紀日韓経済関係研究会報告書 (21 世紀の日韓経済関係はいかにあるべきか)』がそれである。報告の骨子は, 中長期的には協定締結により, 日本企業との競争激化や戦略的提携を通じて双方の企業の国際競争力の強化を強調し, 日韓双方の経済のダイナミックな発展を展望している。しかし近い将来の協定締結には慎重な結論である。

協定締結に慎重な意見を支える論拠は, 大別すれば以下の 3 点であろう。第一に, 韓国側の対日貿易赤字拡大の懸念, 第二に農水産物貿易問題, 第三に WTO 規則との整合性の問題である。

##### (韓国側の対日貿易赤字拡大の懸念について)

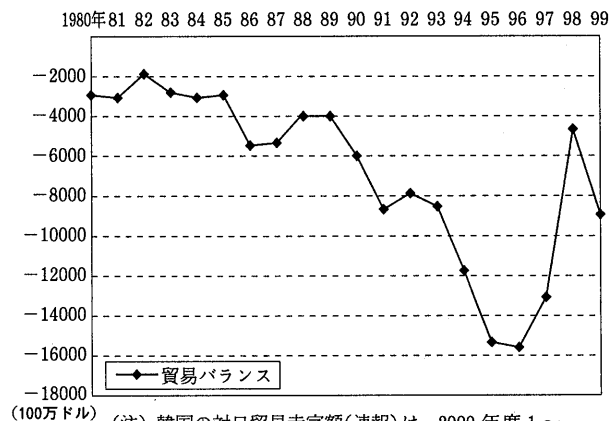
韓国は工業化の飛躍的な発展により, その貿易構造も高度化が進展している。日韓とも共通の輸出入構

造があり, 輸出は製造品 (先端産業品, 重化学工業品が中心), 輸入は工業原材料・燃料が多い。欧米と比較して加工貿易 (垂直貿易) の性格がまだまだ強い (製造品輸入比率, 日本 99 年 62.4%, 韓国 98 年 69.1%)。しかし日韓貿易だけを取り出してみると, 先進国間貿易 (水平貿易) の性格がより強い (日韓製造品輸入比率 日本 99 年 74.0%, 98 年 86.0%, 97 年 86.6%, 韓国 99 年 96.6%, 98 年 96.3%, 97 年 96.8%)<sup>1)</sup>。国別輸出入構成をみると, 双方への割合が減少するのに対して, 東アジアへの比重が大幅に増している。しかし絶対額でみると, 日韓とも各々が国別輸出入構成比の 2 位 (1 位は米国) であり, 相互の存在は極めて大きい。

日韓製造品貿易の特徴として, 報告では次の様な特徴を主に指摘している<sup>2)</sup>。すなわちかなりの分野 (化学品・金属・電機機械・一般機械など) で日韓間で産業内分業 (水平分業) が進展しているが, 各項目で日本側の大幅な出超となっている。また, 韓国の対日輸出・輸入の特化が, 日本の対韓国へのそれより高い (品目数, 特化割合)。例えば韓国の主要な対日輸出品では, 金属・繊維品等, 対日輸入品では一般機械・電機機械等, 日本の主要な対韓輸出品では化学・金属等, 対韓輸入品では電機機械・金属・繊維品などがあげられる。

図 2 にみる様に, 韓国側の対日貿易赤字は 94 年以降, 100 億ドルを超え, アジア危機の強い影響下の 98 年を例外として, その大幅入超額は短期的には改善する状況にはない。この 20 年, 指摘されてきた韓国貿易構造の最大の問題点である, 総輸出額

図 2 韓国の対日貿易赤字額



(注) 韓国の対日貿易赤字額(速報)は, 2000 年度 1 ~ 8 月の累計で約 81 億ドルに達し, 3 年ぶりに年間 100 億ドルを突破するのは必至の状況である。

「出所」JETRO アジア経済研究所 (2000)

Bank of Korea, *Economic Statistics Yearbook 2000*, Korea Customs Service 資料より

表2 主要品目における日韓の関税率

品目	関税率	
	日本	韓国
原油	0%	5%
石油化学	4-6%	0-8%
鉄鋼	0-4.6%	1-8%
一般機械	0%	8%
精密機械	0%	8%
コンピュータ	0%	8%
半導体	0%	8%
乗用車	0%	8%

〔出所〕JETROアジア経済研究所（2000）

の大幅な伸び、その裏面としての対日大幅入超という構造である。日本からの部品・中間財の輸入、そしてそれを素材としての当該完成財の対世界輸出という構造である<sup>3)</sup>。技術協力（技術導入と独自技術の開発）の推進が遅延すると、このような構造の残存の掃は短期では進まないことになる<sup>4)</sup>。また表2にみるように、報告書では現在、韓国の対日関税率（平均）は、7.9%で、日本の対韓関税率（平均）2.9%より大きく、関税撤廃をすれば、日本側が有利になるという韓国側の危惧を指摘している。

さて問題は中長期的に日韓の貿易バランスが得られるかということである。そのためには、韓国産業の成長と競争力の強化、あるいは韓国の技術開発の促進が必要である。従って焦点は貿易障壁の除去だけでなく、投資障壁の除去（投資の促進）と技術協力の促進にもある。98年末までの日本の対韓投資（実行ベース）は、累計で50億2400万ドルであり全体の23.4%を占めているが、最近では低迷傾向で、98年、韓国側からみた国別構成比（申告ベース）では、5.7%を占めているにすぎない（1999年はウォン安の影響もあり国別構成比（申告ベース）で11.3%と急増、韓国統計庁『韓国主要経済指標1999.9/2000.3』）。それに対して、アジア危機後のウォン安によるM&A投資（従って買収後の資産売却益を目的とした資金投入も多い）を中心とした欧米の対韓投資の増大は顕著である（99年国別構成比で60%をはるかに超える／韓国統計庁）。

韓国は90年代後半以降、外資自由化を漸次行ってきた（99年4月末現在、未自由化業種は、部分未自由化を含めて16業種のみ／漁業、電気通信業等）。また国営企業の民

営化も進めている（韓国煙草人参公社、韓国ガス公社等）。直接投資申請の手続きは官庁での窓口規制を撤廃し、外資系企業の土地所有制限も規制が緩められつつある<sup>5)</sup>。またこの問題に関して、間接的ながら98年以來の日本文化規制の緩和は好影響を与えている。さてこのような投資制限の緩和は、企業間の合併や買収が進捗し生産性上昇が期待でき<sup>6)</sup>、また韓国に対する欧米投資（韓国をアジアの生産・輸出拠点とする）の増加は結果として、対日貿易赤字を長期的には縮小させていく要因ともなる。

それ以上に、貿易・投資双方の障壁撤廃は、日本自身の大規模な産業調整を引き起こし、日韓の国際分業をさらに高次化（先進国間分業化／産業間・水平分業）し、日韓双方のダイナミックな発展の可能性を展望できる<sup>7)</sup>。あるいは韓国にとっても、日本の障壁撤廃は日本の建設市場（韓国の10倍の規模）の開放や韓国流通業者の日本進出などにより対日輸出の伸長を促す。

また後述する様に地域間においては、変化の遅い国民経済間の協定に先行する形で、新しい分業が展望され形成される萌芽が出始めている。例えば環黄海経済地域（特に北部九州と韓国）における自動車素材・部品産業<sup>8)</sup>、産業廃棄物処理産業<sup>9)</sup>などの動きである。

#### （農産物貿易問題）

日韓自由貿易構想を検討するにあたって、日韓双方とも保護農政を戦後一貫して遂行してきたため、最大の障害がこの問題であった。この問題を棚上げて地域間の自由貿易協定を締結すると、WTO規則に抵触する可能性があり、その扱いに苦慮することとなる。WTO規則との整合性の問題は後述する。ここでは日韓の現実の農水産物をめぐる動き（農業に限定）についてみてみよう。

日韓とも農業は国民経済内ではほぼ同様の位置を占める。産業としては衰退産業であり、貿易面では比較劣位産業といってよい。現在の韓国農業の置かれている位置は表3、表4にみるように、日本の約30

表3 日本の国民経済に占める農業の位置

	1960年	65	70	75	80	85	90	95	98
GDPに占める農業総生産比	9%	6.8	4.2	3.8	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2
総就業人口に占める農業就業人口比	26.8%	20.6	15.9	11.2	9.1	7.6	6.2	5.1	4.7

（注）98年のGDPに占める農業総生産比の個所は、97年の数字  
〔出所〕農林統計協会『食料・農業・農村白書附属統計表1999』

表4 韓国の国民経済に占める農業の位置

	1975年	80	85	90	95	98
GDPに占める農業総生産比	25.0%	14.8	12.6	8.5	6.2	4.9
総就業人口に占める農業就業人口比	45.7%	34.0	24.9	17.9	12.4	12.4

〔出所〕韓国統計庁『韓国主要経済指標 2000.3』

表5 食料自給率 (1995年)

	穀類	その内、米	豆類	野菜	果実	砂糖類	肉類	牛乳・乳製品	油脂類	魚介類
日本	30	103	5	85	49	33	57	72	15	59
韓国	30	99	12	99	93	0	89	93	5	104

(資料) 農林水産省『ポケット農林水産統計 1998年版』

韓国農林部『1997農林業主要統計』

(出所) JETROアジア経済研究所 (2000)

年前に統計的には近く、今後ますます日本農業の現況に近似していくものと思われる。農家規模をみると日韓とも零細農家が多いが(96年、1戸当り耕地面積は日本1.5ha、韓国1.3ha、また2ha以上の農家割合は日本14.2%、韓国12.7%)、専業農家割合(96年)は明白な相違がある(日本16.9%、韓国56.5%)<sup>10)</sup>。日本のように産業高度化と農家の兼業化が平行的に進むのではなく、韓国では今後、第2次・3次産業の発展とともに、農家全員の都市移動が進み農業就業人口の一層の減少が進行していくと予測されている<sup>11)</sup>。

食料自給率は、日韓とも主食の米は完全に自給しているが、飼料穀物はその大部分を輸入している。表5にみるように、その他の主要食料では日本は野菜以外はかなりの割合で輸入に依存しているが、韓国は砂糖以外ほぼ自給を達成している(魚介類に関しては韓国は純輸出)。

今後の日韓の農業を展望する場合、対立点よりは協力せねばならない側面が多いように思われる。双方とも零細農家を抱え、類似の保護農政を行っている。しかし国民経済にとっては、農業はリーディング・セクターではなく、ますますマイナーな産業となっていく。農業の調整・協力は自由貿易協定にとって、決定的な対立点ではない様に思える。WTOとの交渉次第では、対立する個別品目を継続審議とすることについては、容認される可能性もある。また日韓双方が個別品目を、各国の枠組みの内部の問題としてだけ考えるのではなく、日韓全体の需給の枠組みの中で展望していく方向を指向すべきであろう。日韓農業全体の中での、個別製品の比較

優位・劣位を計算し双方の需給調整・分業・技術協力をしていくことも、検討して良い時期に入っているように思える<sup>12)</sup>。

また日韓の地域間においては、季節的なものとはいえ一部農産品の地域間交易が、地域の需給バランスの維持に貢献している(九州での不作による韓国夏野菜の緊急輸入など)<sup>13)</sup>。

(単位: %)

さてそれ以上に重要なのは日韓の連合しての国際的対応である。農業の置かれている位置が近似しているからこそ協力する分野も多い。日韓両国はこれまでのラウンドにおいて、米を中心とした国内農

業の維持、バランスある国民経済発展にとっての農業の必要性、農村地域の振興等を共通して主張してきた。この立場は主食を中心に生産する農業小国(特にアジアの米生産国)の立場でもある。また今後のWTOで検討すべき現代的課題の一つとして、自由貿易が環境に与える影響がある。日韓は今後も水田の環境維持機能を主張していくべきである。日韓の貿易協定は二国間の枠組みに留まらず、これらアジア農業小国の主張を協定およびWTOとの交渉に反映していく必要がある。

#### (WTO規則との整合性の問題)

WTOはGATTの最恵国待遇の原則を踏襲している。GATT第1条は次のように述べる<sup>14)</sup>。「いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他の全ての締約国の…同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない」。

しかし同時にGATT24条において関税同盟及び自由貿易地域について以下のように規定している。24条4項「自由貿易地域の目的がその構成領域間の貿易を容易にすることにあり、…他の締約国との間に貿易に対する障害を引き上げることにはないことを認める」<sup>15)</sup>。24条5項(b)「自由貿易地域の設定…の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであってはならない」。24条5項(c)「中間協定は妥当な期間内に…自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない」。24条8項(b)「自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則…がその構成地域の原産の産



品の構成地域間における実質上の全ての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

このようなWTO規則と、現在構想中の「日韓自由貿易協定」との整合性が問題にされているわけである。WTO規則はそれぞれの関税同盟や地域自由貿易協定の内容に優先し、WTO締約国はその総体の討議と一括した締結を要求されている。

しかし地域協定を推進するに際して、WTO規則の運用の弾力化の余地も若干存在している。例えば、ウルグアイ・ラウンドの了解<sup>16)</sup>によれば、10年以内に自由貿易協定を完成させることを求めている（つまり10年かけて漸進的に実施できる）。実際、NAFTAでは関税撤廃計画を3～4の品目グループに整理して、各々、時間をずらして実施する計画である。あるいは、一部の産業（農水産業）を最初から全く除外した地域貿易協定はWTO規則と不整合の可能性がある。しかし24条8項(b)の「実質上の全ての貿易」（一括性）の考え方については、必ずしも明白な統一見解はなく、現在WTOのCRTA（地域貿易取決め委員会）で検討作業が行われているのが実状である<sup>17)</sup>。

これからは地域間協定の目的の根幹は保持し、未合意の個別個所は柔軟に粘り強く対応することが必要である。これまでの地域協定と同様に、日韓自由貿易協定は締結後、全ての分野（貿易・投資）の自由化完了まで、10年近い期間がかかることが予想されている。締結に向けての迅速な具体的作業が求められよう。またIT協力など可能なところから着手していくことである。

(注)

- 1) 『通商白書』『JETRO白書(貿易編)』各年度版参照
- 2) JETROアジア経済研究所(2000)26頁
- 3) 川本忠雄(1987)「円高下の日韓貿易と関税貿易」『下関市立大学論集』第31巻第1・2合併号
- 4) 韓国の輸入先多角制度が、99年6月末に事実上廃止された。この制度の概要は、大幅な貿易赤字対象国(事実上、日本を対象)からの輸入制限である。この制度による輸入制限が、98年末32品目、99年末、最後の16品目が解除された。それ以後これらの品目の輸入増がみられるが、報告書ではその理由として以下の要因も指摘している。すなわち輸入先多角制度の解除は、アジア危機からの回復過程と重複(従って輸入が増加)、あるいは強い規制で国内市場を閉鎖していたのを解除すると輸入増は当然発生する、としている。JETROアジア経済研究所(2000)28-29頁。しかし根本的な構造転換のためには、技術導入・開発による生産性向上(競争力上昇)がポイントとなる。

5) 同上書、33頁参照。また韓国政府は日本のハイテク部品産業の誘致を本格的に進めるため、二つの工業団地(全羅南道の大仏工業団地、慶尚南道の晋泗工業団地)に土地を購入し、これを日本の部品企業だけを対象に低価格で貸し出すことを決定した。「日本経済新聞」2000年9月21日

6) 太平洋セメント(日本最大手)は、双竜洋灰工業(韓国セメント業界最大手)と3500億ウォンの出資(実質的に傘下)で合意した。日韓連合を組むことで国際競争力を強化、M&Aをテコにアジア市場へ進出を図る欧米企業に対抗すると同時に、生産能力の向上を目的としている。双竜の東海工場(韓国東海岸)から西日本までは至近距離であり、同時に双竜は日本国内での流通拠点(横浜・名古屋等に輸入ターミナル)も有する。もし外資企業が双竜を傘下に収め生産・流通設備を活用して日本市場へ参入すれば、少なくとも西日本は壊滅的打撃を受けるといわれている。同上誌、2000年9月22日、26日

また日立製作所と韓国のLG電子は光ディスク駆動装置を開発・設計・販売する合併会社を設立することで合意。同上誌、2000年10月6日

7) 99年8月、「産業活力再生特別措置法」が2003年3月までの時限立法で成立した。

非効率部門の淘汰を伴う積極的産業調整政策(PAP)が望まれる。PAP(Positive Adjustment Policy)およびNAP(Negative Adjustment Policy/消極的調整政策)の用語は、OECD閣僚理事会(1978年)が採択した「調整的政策—若干の一般の指針」で初めて使用された。

8) 北部九州・山口地域と韓国および中国との間で、自動車の部品産業の分業関係が構築できないか、具体的な模索が開始されている。北九州産業社会研究所(北九州大学)『日・中・韓部品産業の現状分析1999』参照

しかし九州・山口地域の韓国進出企業で、85年以前は約8割が製造業であったのに対し、96-99年はサービス業(卸売・小売業)が6割を超えている。従来の製造拠点(これは中国・ASEANにシフト)としての位置づけから、マーケット重視への動きである。しかしアジア危機後の、世界的な産業再編成(特に自動車産業)の中で、正に生き残りをかけて日韓企業の協力・連携が模索されている。九州経済調査協会(2000)参照。

9) 北九州市では響灘埋立地区を中心にリサイクル産業・産業廃棄物処理産業が集積している。環黄海地域(特に韓国)間において、技術協力(公害除去)と共に、資源リサイクルおよび廃棄物処理に関する情報交換も開始されている。

呉在賢(1998)「韓国における資源リサイクルの現状と課題」『資源と素材』

家電製品協会(1999)『韓国における家電リサイクル視察ミッション報告書』

外川健一(1998)『自動車産業の静脈部』大明堂

10) 農林水産省『ポケット農林水産統計1998』、韓国農林部『1997農林業主要統計』

- 11) JETRO アジア経済研究所 (2000) 111 頁
- 12) 現実的には輸入増大による両国農業（特に日本）の困難性があり、国民的合意を得るための多くの施策（農村地域振興、環境保全等）が必要となる。同上書 116 頁。両国全体の発展のために、相互譲歩の可否について具体的項目のレベルで検討する時期であろう。
- 13) 川本忠雄 (1999) 「21 世紀東アジアの貿易の方向」『下関市立大学論集』第 43 巻 第 1 号, 66 頁  
また日本の天候不順による輸入増が契機となり、近年、韓国産ナス輸入が激増している。91 年 36 トン→99 年 1658 トン。その 90%以上が、下関・博多港に入る。門司税関資料 (2000 年 9 月) より。
- 14) 小原・山手・小室 (1997) 157 頁
- 15) 同上書 172 頁。GATT24 条 5 項, 8 項も同頁
- 16) いわゆる「24 条解釈了解」である。もし 10 年を超過の時は WTO 締約国に物品貿易理事会で説明しなければならない。JETRO アジア経済研究所 (2000) 20 頁
- 17) また GATT11 条や 20 条の例外規定も存在する。この規定で容認された貿易制限は廃止する必要がない。11 条 2 項 (c) (同種の国内産品の数量制限をしている場合、当該産品の輸入数量制限が可能)、20 条 (g) (有限天然資源の保存に関する措置) がそれである。小原・山手・小室 (1997) 162-163 頁, 170-171 頁, 同上書 20 頁。また現在、日本は韓国以外に、シンガポール、メキシコ、チリと自由貿易協定の交渉あるいは検討を進めている。いずれの場合も、農林水産品は例外品目として交渉している現実がある。「日本経済新聞」2000 年 4 月 11 日, 5 月 3 日。  
スイスも自由貿易締結を打診してきたが、やはり農産品を対象外品目としている。同上誌, 2000 年 8 月 18 日。  
2000 年 9 月, 日本・シンガポール自由貿易協定の官民合同検討会議の報告書が発表された。報告書では関税の相互撤廃をはじめ、IT や金融分野での連携の深化、専門職従事者の移動の容易化を提言している。農水産物の例外扱いも容認しているが、この分野は両国間の貿易全体の 1.9%に過ぎず、WTO 規則に抵触しないと判断している。またシンガポール (金魚産地) は金魚輸入を例外品目に挙げている。同上誌, 99 年 12 月 25 日, 2000 年 9 月 30 日。

## 5. 地域自由貿易協定・「地域経済圏」の持つ意義

現行の WTO 体制は自由・多角・無差別という GATT 原則を踏襲している。しかし様々な例外規則を有しその運用も柔軟であった GATT に比べ、WTO 体制はその厳格さに特徴がある。特に工業化のために各種の保護措置を必要とする開発途上国にとっては、非常に厳しい体制である。

しかも現在の世界貿易体制は、その裏面では先進

大国（特に米国）の方針・政策で左右されやすい側面を有する。例えば米国関税法は二重税制の構造を持ち、最恵国待遇 (MFN) を得られない国に対しては、1930 年スムート・ホーレー関税法 (高率関税法)<sup>1)</sup>が適用される。米国政策に適合しない国へは、米国市場への参入を困難にする手段を米国は保持している。また 1974 年の米国通商法は「ジャクソン・パニック条項」がある。米国は移民の自由を認めない国に対して、MFN 供与の通商協定締結を禁止している。これは中国が人権の点で問題とされた時の条項である<sup>2)</sup>。つまりこのような側面をも有する体制の補完ではなく、これに対する抑止力・批判力を持つものとして、セーフティ・ネットとしての地域協定 (あるいは「地域経済圏」) である。従ってそれは WTO の補完物ではなく、それと併存し重層的な新世界貿易体制を支える重要な構成物となる。

ではこの様な地域協定を実体で支える主体 (アクター) は何か。協定そのものは主権国家同士の取り決めであり、形式的には複数の国民経済間の中で機能していくものである。しかし最終的には、その原則が多様な部面での実質的な平等・公正・福祉の実現を目指すとするれば、アクターは国家に止まらず、地域 (地場企業・行政)、自覚的市民 (および運動体) も入ってこなければ意味をなさない<sup>3)</sup>。またその様な内実を形成していく地域協定として具体化する必要がある。特にアクターとしての地域が持つ意味は大きい。旧来の世界貿易体制およびその組織・制度・規則は、その構成要素を各国民経済 (関係は各国民経済間のフラットな関係) においているが、原則が新しくなれば、その構成も当然変化し重層的になる。

二国間レベルでの日韓自由貿易協定は未だ締結されていない。しかし日韓の地域間レベルでは 10 年前から、その協定の実体を構成する部分が徐々に試行され、地域協力・連携の先行的な事例となっている。例えば環黄海経済交流がそれである。この 10 年間、環黄海地域において、技術協力 (公害除去)、観光交流、人材交流 (研究・留学生・シンポジウム)、姉妹都市締結、行政交流 (行政マン相互派遣) などの交流実績が積み上げられてきた。この様な実績の上で、九州通産局は日中韓が連携して「環黄海経済圏」を形成すべきだとする「九州国際化推進プラン」を発表している<sup>4)</sup>。

ところでこの様な密度の高まりつつある地域間交

流は、しばしば地域あるいは局地的「経済圏」と呼ばれている<sup>5)</sup>。しかし環黄海経済圏、あるいはそれより密度が低い環日本海経済圏の実態は、漸く物流(海運・航空)ネットワーク、技術協力ネットワーク、観光ネットワーク、部分的な行政協力<sup>6)</sup>の端緒が形成され始めた段階である。地域間での相互投資や部品相互供給、地場企業提携などは未だ低調であり、物的再生産の確立を基軸とする本来の「経済圏」としての内実は具えていない。

「経済圏」とは定義すれば、人的・物的再生産構造をその内部に持つ有機体である。有機体は自立した総体として存在する(「経済圏」の本格的展開は別稿で)。この様な有機体は資本主義の世界では、従来、国民経済として存在していたし、また現在のEUは意図的に有機体として自らを形成すべく統合のレベルを高度化させつつある<sup>7)</sup>。

しかし一方で、この様に地域で「経済圏」と呼ばれはじめているのは、経済の求心力が国民経済の旧来の国内中枢へだけでなく、地域相互間でも生成しはじめている現実がある。地域間で国境を超えて(クロスして)国民経済の様な有機性が持ちえるか、それが現在問われているともいえる。上述の様な有機性の形成を助けるものとして、地域協定(「日韓自由貿易協定」)の存在があり、地方分権化の動きがある、と捉えることもできよう。この二つを促進することが、結果として世界的規模での平等・公正・福祉を原則とする、新しい重層的な世界経済体制を創り上げていくことにもなる。またその過程で結果として国民経済の相対化も進展していくことになる。

(注)

- 1) 30年代恐慌下の米国産業界の要求が激しく、2万品目以上が引上げ対象とされ、これにより当時の米国の平均関税率は52.8%の高水準となった。朝倉弘教(1983)『世界関税史』日本関税協会、381-383頁
- 2) 日本郵船調査部『調査月報』2000年1・2月合併号参照
- 3) グローバリゼーションの進展は、公共財・公共的価値(市場・環境・人権など)もまたボーダーレスに受容されていくという現実的背景がある。
- 4) 環黄海地域の経済団体を中心に「環黄海経済交流会議」を設置し、技術交流や共同研究等の具体化を図るとともに、税制などを優遇する港湾都市「平成の出島(総合保税區)」の新設を提言。九州のFAZ(輸入促進地域/下関・北九州・長崎等)と中国の経済特区(大連・上海等)、韓国(釜山等)とのネットワーク構築を目指している。九州通産局国際課(2000)「国際

化推進プラン」より

- 5) 平川は地域経済圏のタイプを、自然発生的なタイプと意図的・政策的に構想されたタイプに整理している。この類別を利用すると、環黄海経済圏は両者の側面を有し、環日本海経済圏は後者のタイプである。問題は経済圏構想の主体と中味である。平川均(2000)「東アジアのリージョナリズムを考える」『CTLS会報 No.3』国際労働研究センター
- 6) 九州経済調査協会(2000)第3章参照
- 7) 木下悦二(1975)43-45頁、田中素香(1983)294-296頁

(参考文献)

- B. Balassa (1961), *The Theory of Economic Integration*, (邦訳1963)『経済統合の理論』ダイヤモンド社
- P. Ceccini (1988), *The European Challenge 1992*, (邦訳1988)『EC市場統合1992年』東洋経済新報社
- A. Gamble, A. Payne (1996), *Regionalism and World Order*, Macmillan Press
- R. Garnaut (1996), *Open Regionalism and Trade Liberalization: An Asia-Pacific Contribution to the World Trade System*, Allen & Unwin
- R. Gilpin (1975), *U. S. Power and the Multinational Corporation*, Basic Books
- J. Gray (1998), *False Dawn*, (邦訳1999)『グローバリズムという妄想』日本経済新聞社
- T. Ito, A. O. Krueger (1997), *Regionalism versus Multilateral Trade Arrangements*, The University of Chicago Press
- R. Z. Lawrence (1996), *Regionalism, Multilateralism, and Deeper Integration*, The Brookings Institution
- E. Mansfield, H. Milner (1997), *The Political Economy of Regionalism*, Columbia University Press
- M. Monti (1998), *The Single Market and Tomorrow's Europe*, (邦訳1998)『EU単一市場とヨーロッパの将来』東洋経済新報社
- R. Prebisch (1964), *Towards a New Trade Policy for Development*, (邦訳1964)『プレビッシュ報告——新しい貿易政策を求めて』国際日本協会
- R. Prebisch (1968), *Towards a Global Strategy for Development*, (邦訳1968)『新プレビッシュ報告』国際日本協会
- D. Rodrik (1997), *Has Globalization Gone Too Far?* Washington, D. C., Institute for International Economics.
- G. Soros (1998), *The Crisis of Global Capitalism*, (邦訳1999)『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社
- J. E. Stiglitz (1999), *Two Principles for the Next Round Or, How to Bring Developing Countries in from the Cold*, World Bank

- 青木健, 馬田啓一 (1999) 『地域統合の経済学』 勁草書房
- 吾郷健二 (2000) 「WTO 体制と発展途上国」 『西南学院大学経済学論集』 第 35 巻 1 号
- 大野健一 (2000) 「国際統合圧力と後発国の対応能力」 『国際経済』 第 51 号, 世界経済研究協会
- 大野泉, 大野健一 「途上国に欧米基準をもちこめるのか」 『世界』 2000 年 8 月号
- 小川雄平, 木幡伸二編著 (1995) 『環日本海経済・最前線』 日本評論社
- 小原喜雄, 山手治之, 小室程夫 (1997) 『国際経済条約・法令集』 東信堂
- 外務省情報文化局 (1977) 『南北問題関係資料集』 外交時報社
- 片野彦二編 (1970) 『経済統合理論の系譜』 アジア経済研究所
- 川本忠雄 (1978) 「新国際経済秩序宣言 (NIEO) と低開発国現代重商主義」 『経済論究 (九大)』 第 43 号
- 川本忠雄 (1992) 「東アジアにおける資本主義の発展」 『ポスト冷戦の世界経済』 文眞堂
- 川本忠雄 (1995) 「北部九州・山口の港湾インフラ整備と環黄海経済圏」 『環黄海地域のインフラ整備の現状』 国際東アジアセンター
- 九州経済調査協会 (2000) 『アジア経済危機後の環黄海都市ネットワーク戦略』
- 木下悦二 (1975) 「経済学批判体系プランにおける国家と国民経済」 『資本主義と国家 (原田三郎編)』 ミネルヴァ書房
- 木下悦二 (1992) 「世界経済の現局面をどう見るか」 『ポスト冷戦の世界経済』 文眞堂
- 坂田幹男, 本多健吉, 凌星光編著 (2000) 『北東アジア経済入門』 クレイン
- 櫻井公人・小野塚佳光編 (1998) 『グローバル化の政治経済学』 晃洋書房
- JETRO アジア経済研究所 (2000) 『21 世紀日韓経済関係研究会報告書』
- JETRO 『ジェトロセンサー』 1995 年 6 月号, 2000 年 8 月号
- 田中素香 (1983) 「欧州通貨統合の根本問題」 『マルクス経済学と世界経済 (奥村茂次, 村岡俊三編)』 有斐閣
- 通商産業省 (2000) 『通商白書 2000』
- 通商産業省 (1998) 『1998 年不公正貿易報告書』 通商産業調査会
- 鳴瀬成洋 (1989) 「背骨なき GATT」 『商経論叢 (神奈川大)』 Vol. XXV, No. 1
- 本山美彦 (1991) 『南と北』 筑摩書房
- 矢野修一 (2000) 「開発論から見た「現代アジア」と日本」 『「現代アジア」のダイナミズムと日本 (高崎経済大学附属産業研究所編)』 日本経済評論社